

秋田県公安委員会告示第24号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条1項の規定により、秋田県暴力追放運動推進センターである公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の住所地の変更について次の通り届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年3月24日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

1 住所地の変更

変更前	変更後
秋田市旭北栄町1番5号	秋田市山王四丁目1番5号

2 変更年月日

令和2年4月1日